四　公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

［五～十四　略］

［項を削る。］

2　前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一　被支配会社等

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和七年六月十二日から施行する。ただし、第三条中有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第二十三条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第二条**　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

**第三条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）<br>**第百二十三条**　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。<br>［一～二十六　略］<br>二十七　令第三十一条に規定する買集め行為であって、取引等規制府令第六十二条に定める基準（同条第一項第二号に係るものに限る。）に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況<br>［イ・ロ　略］<br>［二十八～三十六　略］<br>［2～16　略］ | （業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）<br>**第百二十三条**　［同上］<br>［一～二十六　同上］<br>二十七　令第三十一条に規定する買集め行為であって、取引等規制府令第六十二条に定める基準（同条第二号に係るものに限る。）に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況<br>［イ・ロ　同上］<br>［二十八～三十六　同上］<br>［2～16　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○内閣府令第五十四号**

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月十一日

内閣総理大臣　石破　茂